管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
岸和田子ども家庭センター	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後 30 日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが6件あった。						から精算・復命の流れ及び精算は旅費の 確定後30日以内に行わなければならな いことを改めて周知した。
	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日		また、管外旅費の支出チェックリスト を作成し、旅費担当者が適正な支出事務 を行い、精算漏れを防ぐことができるよ うに対応した。
	A	兵庫県	令和2年7月16日	4, 590円	令和2年8月 20 日	【地万目冶法施行令】	
		三重県	令和2年12月10日	160円	令和3年2月17日		
		京都府	令和3年1月13日	3, 480円	令和3年2月17日		
	В	兵庫県	令和2年7月16日	3, 140円	令和2年8月 20 日		
	С	埼玉県	令和2年12月3日から 同月4日まで	37, 540円	令和3年1月8日		
	D	埼玉県	令和2年12月3日から 同月4日まで	37, 080円	令和3年1月8日		
						払を受けた者に精算させなければならない。	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和3年11月1日から令和4年1月31日まで)